平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡有明町大字小島子字春葉山 1364 の 4、1366 の 2、1366 の 5	有明町大字小島子字春葉山
地先並びに字春葉山 1366 の 5、字古城 1370 の 1、1369、1439、	
1440の2に隣接介在する道路、水路地先公有水面埋立地	
2,301.12 平方メートル	

熊本県告示第36号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林に する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡白水村大字中松字古坊中 4263 の 2・4264 の 1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに白水村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林に する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事 谷 義

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市市渡瀬字松平 1034
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件 3
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松平 1034 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

工 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県 芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第37号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定による届出があっ たので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付 資料を縦覧に供する。

平成 15 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地 1
 - ケーズデンキ本渡パワフル館

熊本県本渡市亀場町大字食場字宮ノ本 722 ほか

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 2 株式会社正一電気 代表取締役社長 折田正一 鹿児島県鹿児島市東谷山三丁目 32 番 26 号
- 大規模小売店舗を新設する日